

## 流通運用について

「流通運用について」は、会員がSPL ブランドの商品の社会的信用を高め、円滑かつ公正な流通のあり方について定めます。

### <品質基準について>

#### 1. 品質基準

SPL 全商品に対して、法令順守と運用規定を基に安全で確実な工程で生産された部品を別紙「商品定義」に基いて点検、又は動作確認を行い、その結果、異常または問題がないと判定した商品が適正価格にて登録された商品を品質基準に合格した商品と認定します。

#### 2. 実施要領

前項の点検に関する実施要領は次の通りとします。

- 1 SPLブランド商品は、部品固有の情報だけではなく車両の適正情報も含めてお客様へ提供する事と商品の品質を併せ持ったものとします。
- 2 車両から取り外す前に各機能の点検、確認を行ない品質基準に合格した商品のみを適切な棚に保管し、システム登録すること。
- 3 在庫商品は、出荷前に動作、損傷等の状況確認を行うこと。
- 4 出荷商品のうち、エンジン、ATミッション、ターボチャージャー等の(株)BBFが発行する「取付注意書」が有る商品については、在庫会社が「取付注意書」を添付すること。

### <品質保証について>

#### 1. 保証規定および保証対象商品

「保証規定」を参照

#### 2. ランク

「損傷定義」を参照

#### 3. 保証方法

「クレーム・返品規定」を参照

#### 4. 保証対象

下記に該当する事項については、本規定の適用外とします。

- 1 故障の内容が取扱会員に連絡なく処理された場合。
- 2 破損品の提示または保証書の添付がない場合。
- 3 メーカーが定めるメンテナンスを怠った商品の場合。
- 4 オイルおよび水の不足により生じたと思われる商品の故障の場合。
- 5 オイルおよび燃料の不良等により生じたと思われる商品の故障の場合。
- 6 整備不良、取付不良、管理不良、運転ミスが原因と思われる故障の場合。
- 7 通常の注意で発見処理できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合の場合。
- 8 使用車の取扱説明書に示す取扱いと異なる使用をした場合。
- 9 地震、風水害等の天災及び火災、並びに盗難、事故の場合。
- 10 改造等を行なった場合。
- 11 タイミングベルト・チェーン等、消耗部品の交換及び点検を怠ったと思われる故障及び作業ミスが原因の場合。
- 12 異常内容が不明確な場合。
- 13 中型・大型車を主に同一車種で最大積載重量が 1.5t 以上の貨物が有る全ての車両(キャブバンを含む)、又は乗車定員15名以上のマイクロバスと同一車種の貨物と大型販社が取扱いしている車両。

「保証規定-中型・大型車 保証規定適用条件」を参照

## 【1. 流通運用について】

※ システム登録にある部品区分「コア部品」「程度8」登録は初期クレームのみを保証対象とし、保証期間においては適応外です。

### 5. 保証書の発行

販売会社は、在庫会社が登録した検査記録簿にもとづいて作成した保証書を発行し、ユーザーに渡します。

<輸入車の車両登録について>

「輸入車登録規定」を参照

<水没車の定義と商品登録について>

「水没車登録規定」と「水没車商品定義」を参照

<システム内流通について>

「受発注について」を参照

作成2021年7月1日

改定